

工事排水届出の手引き

(横浜市生活環境の保全等に関する条例第 105~107 条関係)

令和3年3月

横浜市 環境創造局
水・土壤環境課

1 工事排水に伴う水質汚濁の防止について

一般的に、大規模なビル等の建設工事では、洗浄水や湧水等の排水が生じます。

これらの排水は、水環境への負荷が高い排水であることが多く、特に、アルカリ性の排水、油混じりの排水、土砂や廃塗料による濁水等を、そのまま河川や海に排出した場合、河川等の水質汚濁を招いてしまいます。

建設工事（建設業法第2条）により発生する排水（以下「工事排水」という。）を河川等に排出する事業者は、河川等の水質汚濁の防止に努めなければなりません（横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第102条）。

また、 $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上の工事排水を河川等に排出する場合、工事排水の排出を開始する日の30日前までに、その旨の届出をする義務があります（条例第105条）。

この手引きは、当該届出の対象となる建設工事（届出要件）、排水量の算出方法、添付資料の作成例等について解説します。

2 届出の対象となる建設工事（届出要件）

工事排水の排出先及び排水量が次の①及び②に該当する場合、当該工事排水を排出する建設工事は届出の対象となります。

なお、届出の対象ではない建設工事からの工事排水についても、条例に基づく排水の規制基準が適用されます（「8 留意事項」を参照。）

【届出要件】

- ①直接公共用海域に工事排水を排出する場合
- ②工事排水の1日当たり排水量が 10 m^3 以上である場合

※①の考え方は「3 公共用海域の考え方」を、②の排出量の算出方法は、「4 排水量の算出方法」を参照してください。

3 公共用海域の考え方

条例における公共用海域の定義は、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用海域の定義と同様であり、河川、海域、水路、港湾区域における排水渠等が該当します。

下水道法第4条第3項に定める雨水公共下水道に工事排水を排出する建設工事については、届出は不要ですが（条例第105条但し書）、横浜市下水道条例第17条第5項に基づく公共下水道一時使用許可申請を各区土木事務所に行う必要があります。

なお、工事範囲に公共下水道の供用を開始（告示）した土地と開始していない（未告示）の土地が混在しており、未告示の土地から河川・海域・水路等に、 $10\text{ m}^3/\text{日}$ 以上排水する場合は、届出対象となります。

【公共下水道の供用開始の有無の確認方法例】

横浜市行政地図情報提供システムで公共下水道の供用開始の有無を確認できます。

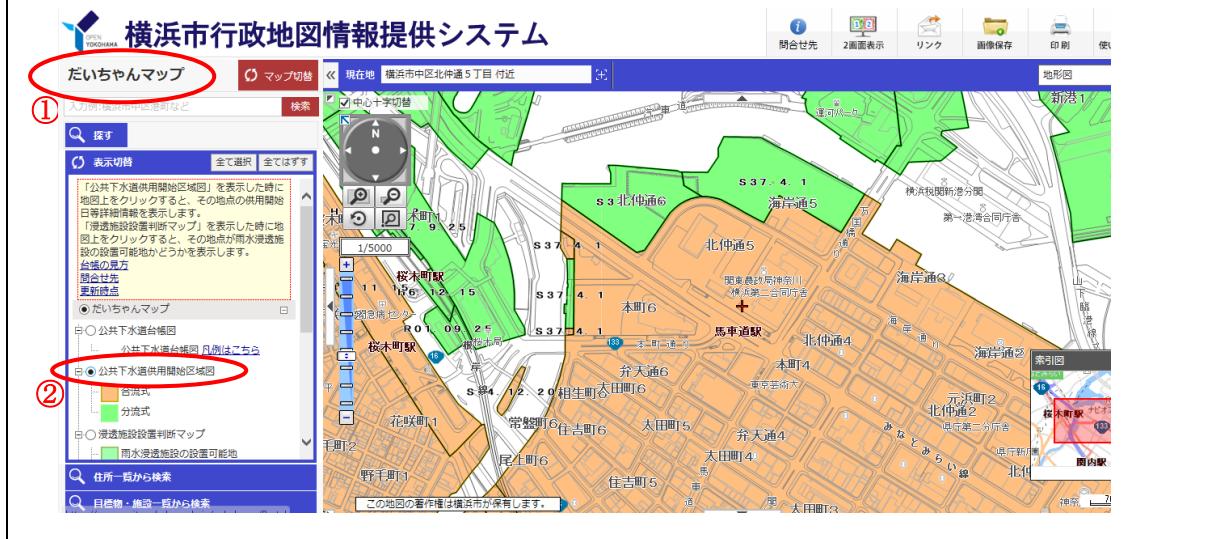
横浜市行政地図情報提供システム

<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal?mid=7>

①だいちゃんマップを選択

②凡例（レイヤ）で「公共下水道供用開始区域図」を選択

→緑色及び橙色箇所は供用開始告示済。白色箇所は未告示。



4 排水量の算出方法

排水量は、土木工事に伴う汚水の処理水、詰所で発生する生活排水の浄化槽排水、そのまま排水する湧水、降雨に伴う雨水等、建設工事から公共用水域に排出される全ての排水が算出の対象となります。

1日当たりの排出量は、工事期間のうち排水する期間の排水量の平均として下さい。ただし、ある一定期間多量に排水する場合は、その期間の平均として下さい。

雨水の排水量 ($m^3/日$) は、気象庁 HP で確認できる1か月降水量（過去3か年平均）を用いて算出します。

【雨水の排水量の計算方法】

①気象庁「過去の気象データ・ダウンロード」サイトを開く。

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>

②検索条件を設定。神奈川県をクリック。



・【地点を選ぶ】

横浜



・【項目を選ぶ】

データの種類：月別値

過去の平均値との比較オプション：前年までの3年平均も表示

項目：降水、降水量の月合計

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ・ダウンロード

過去の気象データ・ダウンロード

データ検索 開始ページ 過去の地域平均気象データ 気候リスク管理

重要なお知らせ このページの使い方 よくある質問 CSVファイルの形式

検索条件

選択済みのデータ量 ON 100% (上限)

画面に表示 CSVファイルをダウンロード

選択地点・項目をクリア 削除

選択された項目 削除

選択された期間 (日本標準時) 2020年1月から

検索条件

データの種類 詳細

○時別値
○日別値
○[2~]日別値
○半旬別値
○旬別値
○月別値
○3ヶ月別値

最初に選択してください

過去の平均値との比較オプション

□平年値も表示
□平年値からの差(比)も表示
☑前年までの[3]年平均も表示
(平年値:1981年から2010年の30年平均値)
□前年までの[3]年平均からの差(比)も表示

項目 気温 降水 曜日/日射 積雪/降雪 風 湿度/気圧 雲量/天気

降水 **降水量の月合計**
 降水量の月合計
 10万箇 降水量の月最大
 日降水量の月最大
 日降水量 [0.0~] mm以上日の日数(月)

*官署(気象台等)のみ値があります

・【期間を選ぶ】

最近1年をクリックし【画面に表示】をクリック

地点を選ぶ 項目を選ぶ 期間を選ぶ 表示オプションを選ぶ

○連続した期間で表示する 最近1年 最近1か月
 2020年1月 1月 24日から
 2021年1月 1月 24日までの日別値を表示

○特定の期間を複数年分、表示する 1月 24日から 1月 24日の値を
 2020年から 2021年まで表示

画面に表示 CSVファイルをダウンロード

選択地点・項目をクリア 削除

選択された項目 降水量の日合計 削除

選択された期間 (日本標準時) 2020年1月から

・過去3年平均 (mm) から雨水の排出量 (m^3 /日) を算出

検索結果 データの表記と意味 CSVファイルの形

メニューへ戻る

CSVファイルを

年月日	横浜		過去3年平均(mm)	
	降水量の合計(mm)			
	降水量の合計			
2020年1月	124.5	40.5		
2020年2月	32.5	27.7		
2020年3月	166.5	140.7		
2020年4月	244.5	111.5		
2020年5月	97.5	135.0		
2020年6月	242.5	199.2		
2020年7月	378.5	119.0		
2020年8月	48.0	104.2		
2020年9月	107.0	325.8		
2020年10月	219.5	357.5		
2020年11月	9.0	78.3		
2020年12月	17.5	73.7		
2021年1月	34.0	73.8		

例1：排出期間が令和3年4月15日から6月30日

建設工事敷地面積が450m²の場合

- 降水量（mm/日）を上記表から算出

4月：111.5/30 ≈ 3.72

5月：135.0/31 ≈ 4.35

6月：199.2/30 ≈ 6.64

期間平均： $(3.72 \times 15 + 4.35 \times 31 + 6.64 \times 30) / 76 \approx 5.1$

- 1日当たりの雨水の排水量を上記降水量と敷地面積から算出

$5.1 \text{ (mm/日)} \times 450 \text{ (m}^2\text{)} \times 1/1,000 \approx 2.3 \text{ (l/day)}$

例2：令和3年4月1日から10月末日（施工期間：7ヶ月）

建設工事敷地面積600m²

ただし、既存建屋（水平投影面積）150m²（※）

- 降水量（mm/日）を上記表から算出

$(111.5 + 135 + 199.2 + 119 + 104.2 + 325.8 + 357.5) / (30 \times 7)$

≈ 6.4

- 1日当たりの雨水の排水量を上記降水量と敷地面積から算出

$6.4 \text{ (mm/日)} \times (600 - 150) \text{ (m}^2\text{)} \times 1/1,000 \approx 2.9 \text{ (l/day)}$

※既存建屋の屋根雨水など汚染のおそれがない雨水に係る建屋面積（水平投影面積）は除外して構いません。

5 届出を行う者について

届出を行う者（工事排水を排出する事業者）は、建設工事を発注者から請け負った者（元請業者）です。

なお、共同企業体（JV）で請けた建設工事については、代表構成員（スポンサー企業）が届出を行います。

6 届出の時期について

工事排水の排出を開始する30日前までに届け出してください。

7 提出書類

提出書類は、届出書と添付書類とで構成されます。

工事排水届出書に次の書類を添付し提出してください。

- ①付近の見取図、案内図
- ②工事排水の排出系統図
- ③工事排水の汚染状態及び量
- ④工事排水量計算書
- ⑤工事排水処理フロー図
- ⑥工事の工程表
- ⑦参考資料

なお、様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/youshukiitiran.html>

8 留意事項

(1) 排水の規制基準等について

条例第 28 条第 1 項に基づく排水の規制基準は、届出の対象か否かに関わらず全ての建設工事から排出される工事排水に適用されます。

生活環境項目の規制基準は次表のとおりです。

項目	基準
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25(mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	25(mg/L)
浮遊物質量(SS)	70(mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5(mg/L)
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなもの不含でないこと。

有害物質の規制基準は、条例施行規則 別表第 11 をご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/koujihaisui.files/0035_20200923.pdf

なお、条例第 103 条に基づき、「工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準」を定めています。

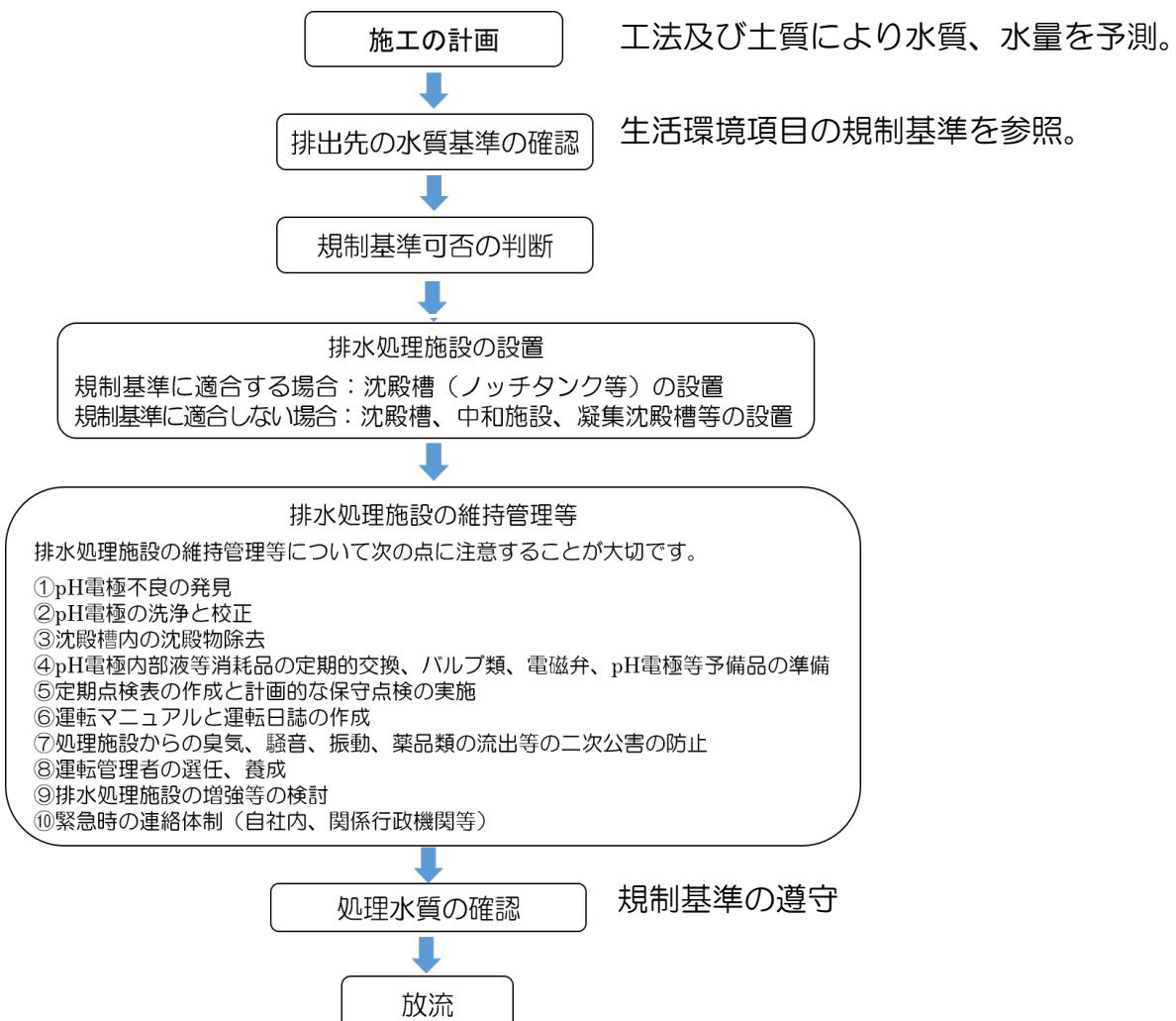
工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号）第 103 条の規定により、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

- 1 建設工事の施行にあたっては、水質の汚濁の防止に配慮した工事計画を作成すること。
- 2 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）に係る適正な排水処理計画（※）を作成すること。
- 3 排水処理施設を設置する場合は、適正な維持管理（※）を行うこと。
- 4 工事排水は、条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準を順守すること。
- 5 水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行うこと。

※ 指導基準における「排水処理計画」及び「排水処理施設の維持管理」は、次のフローを参考にしてください。



(2) 指導・助言・勧告・公表について

市長は工事排水を排出する事業者に対し、当該工事排水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、必要な指導・助言を行い、公共用水域の水質の汚濁を生じるおそれがあるときは必要な措置をとるように勧告することがあります（条例第 104 条）。当該勧告を受けた事業者が、正当な理由なく従わなかった場合は、その旨を公表することがあります（条例第 156 条）。

(3) 届出事項の変更及び工事排水の完了について

届出事項（工事の概要、工事範囲、施工期間、工事排水の汚染状態及び量、工事排水の処理の方法、工事排水の排出系統）に変更が生じる場合は、工事排水変更届出書（細則第 24 号様式）を 30 日前までに提出してください（条例第 106 条）。

工事排水の排出が完了した際は、工事排水完了届出書（細則第 25 号様式）を完了した日から 30 日以内に提出してください（条例第 107 条）。

届出書及び添付書類の記載例

次表はチェックシートになっていますので、届出書を作成されるときに利用して下さい。

書類名称・種類（記載事項の注意点）	チェック
工事排水届出書（細則第23号様式）	<input type="checkbox"/>
添付書類1：付近の見取図、案内図	<input type="checkbox"/>
添付書類2：工事排水の排出系統図	<input type="checkbox"/>
添付書類3：工事排水の汚染状態及び量	<input type="checkbox"/>
添付書類4：工事排水量計算書	<input type="checkbox"/>
添付書類5：工事排水処理フロー図 ※浄化槽設置届出書（鑑）や排水処理フローが確認できる他社カタログの添付でも可	<input type="checkbox"/>
添付書類6：工事の工程表	<input type="checkbox"/>
添付書類7：参考資料 共同企業体（JV）の構成員に関する資料 等	(□)

工事排水届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住所 ○○市○○区○町○一○—○

名称 A建設株式会社

代表取締役 ○○ ○○

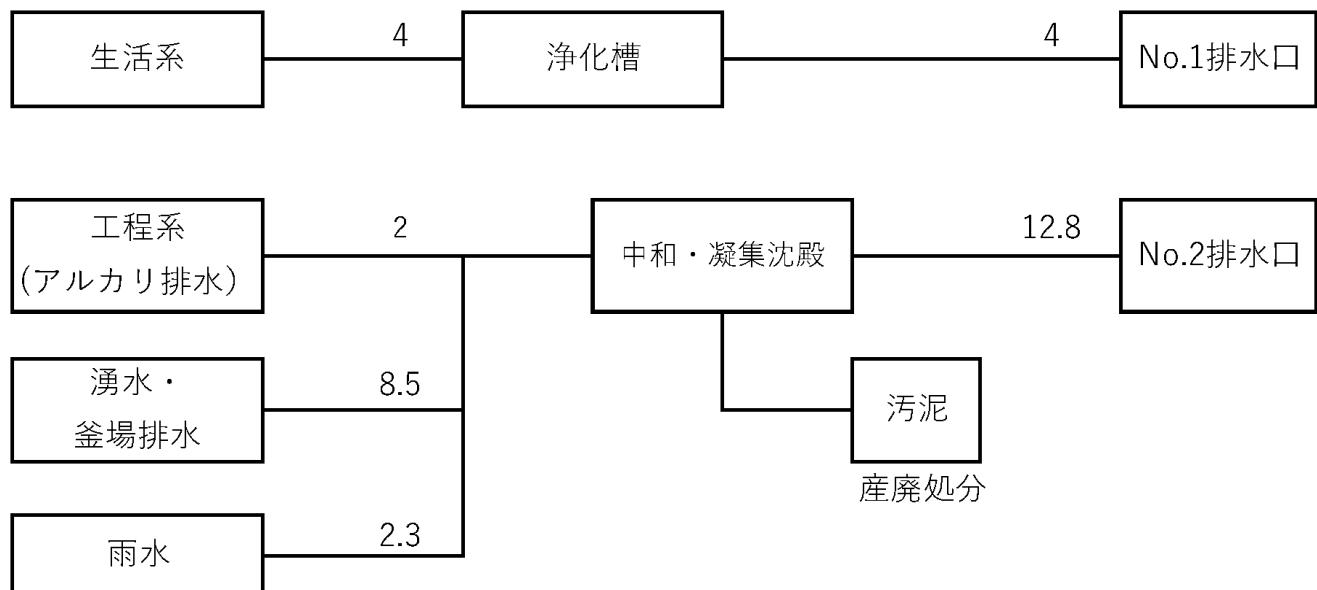
(A・B・C共同企業体 代表構成員)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第105条の規定により次のとおり届け出ます。

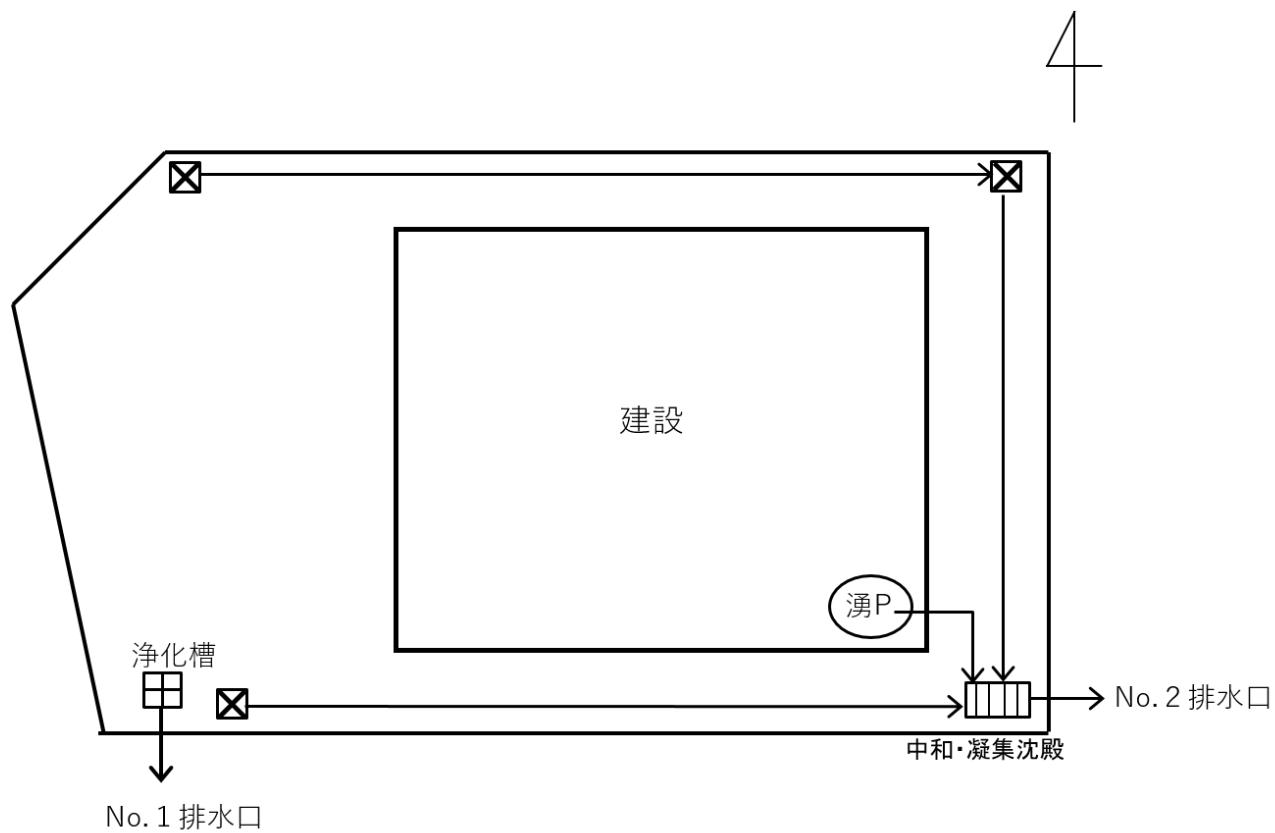
工事の名称	株式会社○○ 建設工事
現場事務所の所在地	横浜市○○区○○町○一○
現場責任者	A建設株式会社 横浜支店 ●● ●●
工事を行う場所	横浜市○○区△△町△番地
施工期間	令和3年4月1日～令和4年2月末日
工事の概要	横浜市○○区△△町△番地所在の株式会社○○の旧事務所棟の解体・新築工事
排出先	○○川
排水量	16.8 m ³ / 日
工事排水の処理の方法	・土木工事に伴う汚水、雨水：中和・凝集沈殿（濁度監視あり） ・生活排水：浄化槽
添付書類	1 付近の見取図、現場案内図 2 工事排水の排出系統図 3 工事排水の汚染状態及び量 4 工事排水量計算書 5 工事排水処理フロー図 6 工事の工程表（排水期間を記入のこと。） 7 その他
連絡先	○○部○○課○○係 担当者氏名 ○○ ○○ 電話番号 090-○○○○-○○○○（携帯） （内線）

添付書類2作成例

工事排水の排出系統図（単位： $m^3/日$ ）



構内配置及び排水経路図



添付書類3作成例

工事排水の汚染状態及び量

排水口	No. 1 排水口		No.2排水口					
排水口ごと排水量 (m ³ /日)	4		12.8					
内訳	発生源分類	生活系（浄化槽）		工程系（湧水・釜場排水）	雨水		工程系（アルカリ排水）	
	発生源別排水量 最大(m ³ /日)	4		8.5	2.3		2	
水質項目(単位)	汚染状態（範囲又は最大濃度）							
	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水	原水	処理水
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6		5.8~8.6		11程度	5.8~8.6
BOD(mg/L)	<250	<25	<25		<25		<25	<25
COD(mg/L)	<250	<25	<25		<25		<25	<25
SS(mg/L)	<70	<70	<150	※	<70	※	<500	<70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L)	< 5	< 5	< 5		< 5		< 5	< 5
大腸菌群数(個/cm ³)	3000超	<1000	<3000		<3000		<3000	<3000
汚水の処理方法	処理施設の有無	有り		有り				
	処理の方法	合併式浄化槽（別紙○参照）		中和・凝集沈殿（別紙○参照）				
その他参考情報				※工程系（アルカリ排水）と併せて処理・放流する			・コンクリート打設時の水の汚れ（ブリーディング水、レタンス除去） ・汚泥は産廃処分。 ・放流槽の濁度監視を行う。	

上記に記載されている水質項目以外に、規制基準を超過するおそれがある汚染物質又は水質項目がある場合は、空欄に追加すること

添付書類4作成例

工事排水量計算書

○雨水の排出量（令和3年4月～令和4年2月末日）

2.3m³/日

○生活系（浄化槽）（令和3年4月～令和4年2月末日）

$$4m^3/\odot$$

○湧水（令和3年6月～令和3年7月末日）

基礎工事（根切り）に伴う地下水揚水約 510m^3 /基礎工事期間（60日）= $8.5\text{m}^3/\text{日}$

○工程排水（アルカリ排水）（令和3年7月第1週～第2週）

セメント（コンクリート）打設時の洗浄排水 約 30m^3 /セメント使用期間（15日）
 $=2\text{m}^3/\text{日}$

最大排水量 (m³/日) 2.3 + 4 + 8.5 + 2 = 16.8 (令和3年7月第1週～第2週)

添付書類6作成例

工事の工程表

工事名：

工程表

添付書類7作成例

A・B・C 共同企業体の構成員

- 1 ○○市○○区○町○一○一○
A 建設株式会社（代表構成員）
- 2 東京都江東区△△丁目△△番△号
B 株式会社
- 3 神奈川県口市口口丁目口口番口号
株式会社 C

問合せ先

横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課 水質担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（本庁舎27階）

TEL：045-671-2489 FAX：045-671-2809

E-mail：ks-mizu@city.yokohama.jp